

ご結婚披露宴規約

この度は、ご両家の晴れのご婚儀のご用命を賜り誠にありがとうございます。
当ホテルではご結婚披露宴のご契約および宴会場のご利用に関して、以下の通り定めております。
必ずご一読の上、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

| | | |
|----|---------------------------|--|
| 1 | 契約の成立とお申込金 | ご結婚式・ご披露宴の契約は規定のお申込書のご署名及びホテル規定のお申込金5万円のお支払いをもって成立いたします。お申込金は、万一お取消しの場合にも返金はいたしかねますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。 |
| 2 | お支払い | ホテルからの概算のお見積金額を最終お打合わせ時に提示いたしますので、ご披露宴の前日までに現金、またはお振込にてお支払いいただきます。残金につきましては後日請求書をご送付いたしますので到着後30日以内にお支払いくださいませ。但し、事前にホテルの担当係員とお打合わせで、お支払い方法及び期日を定めさせていただいた場合は、お打合わせの内容を優先させていただきます。 お申込書に記名された方は、お支払いについてお申込者と連帯して保証して戴きますことをご了承願います。ご披露宴の解約料やご披露宴の利用代金のお支払いを戴けない場合には、勝手ながらご両家の連帯負担として取り扱わせて戴きます。 |
| 3 | ご披露宴時間と追加室料及び演出延長料（司会・奏者） | ご披露宴のご使用開始から終了までのご宴会時間（2時間30分）について所定の室料金及び演出料をいただいておりますが、このご宴会時間を超過した場合は追加室料及び演出料を頂戴することになります。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます、予めご了承くださいませ。 |
| 4 | ご出席人数の確認 | お料理等をご用意するお人数をご披露宴当日の15日前までにホテルの担当係員にご通知くださいませ。なお、お人数のご変更につきましては、5日前までにお知らせくださいませ。その日を過ぎますと、全ての手配が完了いたしておりますので、ご披露宴の当日にご出席されたお客様のお人数が減少した場合でも料金は頂戴させていただきます。 |
| 5 | ご披露宴の解約料金と期日変更料 | すでにご契約いただきましたご披露宴の解約及び期日変更は、下記の解約料金及び変更料を頂戴させていただきます。 A お申し込み日よりご披露宴日の90日前まで 解約料金……お申込金の全額及び実費諸費用（招待状印刷代等）。 期日変更料……無料。但しすでに発注その他手配が完了している別製品については、その料金を頂戴させていただきます。 B ご披露宴日の89日前から30日前まで 解約料金……お申込金の全額とご披露宴のお料理・お飲物の総額の20%（税金・サービス料を除く）及び実費諸費用（招待状印刷代等）。 期日変更料……お申込金の全額及び実費諸費用（招待状印刷代等）。 尚、変更期日のお申込金は改めてお預かりさせていただきます。 C ご披露宴日の29日前から7日前まで 解約料金……お申込金の全額とご披露宴のお料理・お飲物の総額の30%（税金・サービス料を除く）及び実費諸費用 期日変更料……お申込金の全額とご披露宴のお料理・お飲物の総額の10%（税金・サービス料を除く）及び実費諸費用 尚、変更期日のお申込金は改めてお預かりさせていただきます。 D ご披露宴日の6日前から前日（正午）まで 解約料金……お申込金の全額とご披露宴のお料理・お飲物の総額の50%（税金・サービス料を除く）及び実費諸費用 期日変更料……お申込金の全額とご披露宴のお料理・お飲物の総額の20%（税金・サービス料を除く）及び実費諸費用 尚、変更期日のお申込金は改めてお預かりさせていただきます。 E ご披露宴日前日（正午）から当日 解約料金……ご披露宴のお料理・お飲物の総額の100%（税金・サービス料を除く）及び実費諸費用 期日変更料……ご披露宴のお料理・お飲物の総額の100%（税金・サービス料を除く）及び実費諸費用 尚、変更期日のお申込金は改めてお預かりさせていただきます。 ※料理・飲物合計料金が未定の場合は当ホテルのセット料金の最低ランクが基準となります。 衣装・美容着付け等の取り消しにつきましては、別途に定めた、料金を頂戴させていただきます。 |
| 6 | 装飾・余興等のお手配 | ご披露宴に関する装飾、音楽、余興につきましては、ホテルより指定業者を手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する業者以外の業者を依頼される場合は、ご披露宴を円滑に運営するため事前にご連絡いただき、承認させていただいた後に依頼下さいませようお願いいたします。尚余興の際、バンド演奏、太鼓等の使用は防音の關係上ご遠慮いただく場合もございます。またホテルの了解のもとお客様が直接依頼された業者が行う装飾・余興等の機器および材料の搬入・搬出、又は看板等のサイズ、その取付方法の決定、或いは設置場所の設定等につきましては、ホテルの美観・導線の事情により、一定のルールのもとに実施していただくようホテルより業者の方々にご指示申し上げます。 |
| 7 | お持ち込みに関するお願い | ご衣装・お引出物のお持ち込みは原則としてご遠慮いただいております。お客様の都合でやむなくお持ち込みをなさる場合は担当係員にご相談くださいませ。尚、お持ち込みの際は規定の保管料を申し受けさせていただきます。 |
| 8 | 損害賠償 | お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）及びお客様が直接ご依頼された業者の方々には、ホテルの施設・什器・備品等を破損しないようにご注意くださいませようお願いいたします。万が一、施設・什器・備品等に損傷等損害が発生いたしました場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修復を行うか、またはその損害賠償金をご負担くださいませようお願いいたします。尚、施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、ホテル側は一切責任を負いませんので十分ご注意ください。弊社とお客様の間で、本契約につき万が一争訟が生じた場合、弊社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄とする事をご了承下さい。 |
| 9 | 禁止事項 | 次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。 ①犬（盲導犬・介護犬などを除く）、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜 ⑤ホテル備用品の移動。 類等のお持ち込み。 ⑥ホテルの設備・備品等の使用目的以外のご利用。 ②発火または引火性の物品の持ち込み。 ⑦その他法令で禁じられている行為。 ③悪臭を発生するものを持ち込み。 ⑧ご使用目的以外で利用される場合。 ④とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。 |
| 10 | 当ホテルよりのご披露宴等契約の拒否及び解約について | 当ホテルは次の場合において、ご披露宴等のお申込みをお断りするか、または既にご契約いただいているご披露宴等契約をお取消しさせていただきます。尚、この場合、損害賠償等のお支払いはいたしかねますのでご了承くださいませ。また、お申込金、前払金につきましては、既に手配済み実費諸費用を差し引いてご返金いたします。 a. お客様及びご披露宴等への出席者が法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると当ホテルが判断した場合。また同行をしたと認められるとき、及び他のお客様にご迷惑をお掛けすると当ホテルが判断したとき。 b. ご披露宴等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。 c. 上記1～9の約款に違反する場合、あるいはそのおそれがある場合。 d. お客様及びご披露宴等への出席者が、他のお客様の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染者と明らかに認められる場合。 e. 天災地変、火災、暴動、官公署の命令、その他やむを得ない事情により会場を使用することができない場合、あるいはご披露宴等の実施が不可能になるおそれが極めて大きい場合。 f. 契約者並びに会場のご出席者（主催者及びそのスタッフ等関係者を含む）の中に次の事由に該当する者がいると当ホテルが判断した場合。 (1)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会勢力（以下暴力団等という）。 (2)暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体 (3)法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者がいるとき。 |

支配人